

府中市医療的ケア児支援推進連携会議実施要領

(目的)

第1 この要領は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」という。）が、心身の状況に応じた適切な支援を受けることにより、医療的ケア児及びその家族が地域において安心して生活できる体制を整備するため、地域の保健、医療、障害福祉、教育、子育て等の関係機関が連携し、医療的ケア児に関する現状の把握及び地域の課題等について継続的に情報共有及び意見交換を行うことを目的とし、府中市医療的ケア児支援推進連携会議（以下「連携会議」という。）を設置し、その運営について必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2 連携会議は、次の事項について意見の交換等を行うものとする。

- (1) 医療的ケア児とその家族の支援に係る課題や情報の共有に関する事項
- (2) 医療的ケア児とその家族の支援に係る連携の強化に関する事項
- (3) 医療的ケア児とその家族の支援に係る対応策の検討に関する事項
- (4) その他必要と認められる事項

(出席者)

第3 連携会議は、次の各号に掲げる者から、当該各号に定める人数の出席をもって開催する。

- | | |
|---------------|------|
| (1) 保健機関の職員 | 1人 |
| (2) 医療機関の職員 | 3人以内 |
| (3) 障害福祉機関の職員 | 5人以内 |
| (4) 教育機関の職員 | 1人 |
| (5) 当事者団体の会員 | 1人 |
| (6) 医療的ケア児の家族 | 2人以内 |
| (7) 子ども家庭部の職員 | 5人以内 |
| (8) 教育部の職員 | 1人 |

2 前項に掲げるもののほか、必要と認められる場合は、専門分野の職員等にオブザーバーとしての出席を依頼することができる。

(開催回数)

第4 会議は、必要に応じて開催することとする。

(守秘義務)

第5 会議の構成員及び構成員であった者は、会議の職務に関し知り又は知り得た秘密及び個人に関する情報を漏らしてはならない。

(会議の公開)

第6 会議、会議録及び会議の資料は公開とする。ただし、公開することが適当でないと認められるときは、公開しないことができる。

(謝礼)

第7 連携会議に出席した者に対する謝礼金は1回当たり5,000円とする。

(庶務)

第8 連携会議の庶務は、福祉保健部障害者福祉課において処理する。

(雑則)

第9 この要領に定めるもののほか、連携会議の運営について必要な事項は別に定める。

付 則

この要領は、令和2年8月4日から施行する。

付 則

この要領は、令和6年6月1日から施行する。